環境省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）
	区分	分野								
290	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	循環型社会形成推進交付金（廃止ごみ焼却施設解体）の補助対象の拡大	「循環型社会形成推進交付金」については、廃止施設の解体のみを行う場合、交付対象となっていない。 ごみ焼却施設が、更新前と異なる用地での建設となった場合、高額な解体費用が支障となって未解体となり、住民不安の一因となる外、解体跡地の有効な利活用も困難となる。 ついては、ごみ焼却施設の解体跡地の災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした解体費を、交付対象に追加していただきたい。	【ごみ焼却施設の解体に係る支障】 ごみ焼却施設の解体は、ダイオキシン類対策等が必要であり、高額な費用が市町村等の大きな負担である。 本県では、平成30年度の新たなごみ施設の運用開始に伴い、未解体施設が１基増加した。また、設置後15年以上経過した施設が7施設あり、将来的な未解体施設増加の懸念がある。 未解体施設は、老朽化による崩壊危険等により、周辺住民の不安を増大させるほか、周辺以外にも不安を与えるため、早急に解消する必要がある。また、跡地利用も困難となる。 【規定条文】 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-（1）、（2）では、廃止施設の解体は、跡地に廃棄物処理施設を新設又は増設する場合のみ交付対象に含めることができる。 【制度改正の内容】 交付対象として、災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした廃止ごみ処理施設の解体を新たに加える。	【制度改正の効果】 解体が促進され、崩壊危険等の住民不安が解消される。 【災害廃棄物処理計画策定の推進】 災害対策基本法等に基づき、市町村にも災害廃棄物処理計画の策定が求められており、平成30年８月の本県最上地方での豪雨災害（激甚災害指定）の発生により、策定の必要性の認識が高まっている。 計画策定に当たっては、災害廃棄物の仮置き場候補地の選定が課題となっている。（総務省東北管区行政評価局「災害廃棄物処理対策に関する行政評価・監視結果報告書（平成30年12月））。例えば学校のグランドなどは、避難所として活用されるため、安全・衛生管理上の懸念がある。 解体跡地を災害廃棄物の仮置き場等への活用を可能とした場合、災害廃棄物処理計画の策定促進が期待される。	循環型社会形成推進交付金交付要綱第2-2 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-（1）、（2）	環境省	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高畠町、川西町、三川町、庄内町	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		回答欄（各府省）
	団体名	支障事例	
290	北海道、青森県、八戸市、岩手県、宮城県、鶴岡市、群馬県、埼玉県、横浜市、茅ヶ崎市、新潟市、上越市、石川県、多治見市、浜松市、豊橋市、春日井市、小牧市、田原市、草津市、京都府、大阪府、兵庫県、米子市、出雲市、徳島県、徳島市、高松市、新居浜市、大牟田市、大村市、熊本市、八代市、中津市、宮崎市	○当市では、新粗大ごみ処理施設を建設し、稼働後は、現在使用している粗大ごみ処理施設を解体する必要があるが、廃棄物処理施設の新設又は増設を伴わない単独解体については交付対象外となってしまうため、厳しい財政状況の中では、工事の延期が懸念される。既に、稼動から約40年が経ち、老朽化による崩壊危機等の恐れがあり、予定どおり解体工事に着手することが望まれるため、補助対象の拡大を検討していただきたい。なお、施設の解体跡地については、災害廃棄物の仮置き場としての利活用を検討している。 ○災害廃棄物の仮置き場の確保が難しいため、焼却施設の近くにあることで、収集、運搬の時間と手間を少なくすることにつながる。また、焼却施設の維持管理で不測の事態により廃棄物の仮置き場として対応することができる。 ○現在、施設の建替えを検討中であるが、建替え期間中も安定したごみ処理を行うためには、既存施設を稼動させながら、新施設建設に着手する必要がある。この場合、新施設整備と旧施設解体を一体的に行うことは不可能であり、現行の循環型社会形成推進交付金の交付対象とならないため、組合を構成する各自治体の財政負担は大きい。したがって、提案内容にもあるとおり、近年、全国各地で頻発する自然災害に備えるためにも、災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした廃止ごみ処理施設の解体を交付対象に加える等、交付要件の緩和が望まれる。 ○現在、当市と近隣市でごみ処理広域化施設の建設に向け事業を進めているところであり、新施設稼働後の現行施設の解体に伴う跡地利用を検討する必要がある。廃棄物処理施設の新設・増設以外の対象が増えることにより、検討の幅が広がると考えられる。また、災害廃棄物の仮置場については、現行の災害廃棄物処理計画において候補地を選定しているが、災害廃棄物発生量に対して不足している状況である。 ○当市においても、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されるなか、災害廃棄物仮置場の確保は喫緊の課題となっていることから、仮置場への利活用を前提とした施設解体費用に対する財政支援の拡充は必要だと考える。	循環型社会形成推進交付金においては、跡地での施設整備と一体で行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行う場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設という社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行うことは困難である。